

# 東京地裁が食品衛生法にもとづく調査実施の請求退ける

## 「水俣病幕引き」へ動く行政を後押ししの判決

岡田幹治

戦後最大の公害事件・水俣病めぐり、食品衛生法（食衛法）に定められた調査の実施などを求めた裁判で、東京地裁は12月7日、すべての請求を退ける判決を言い渡した。

公式確認から60年になる水俣病は、化学会社チソンの水俣工場が垂れ流したメチル水銀で汚染された魚を食べる健康被害をこうむった「集団食中毒事件」だ。

公式確認の翌1957年に、水俣湾で採れた魚介類の経口摂取による食中毒であることが明らかになり、熊本県は漁獲と販売を禁止する方針を決め、厚生省（現・厚生労働省）に食衛法適用の可否を照会した。これに対し厚生省は、適用できないと回答、自主規制にとどめた結果、被害が拡大した歴史がある。

食衛法は当時から、食中毒を診断した医師は保健所に報告し、報告を受けた保健所はただちに住民調査を実施して結果を県に報告する義務があると定めている。さらに、食中毒患者が一定数以上発生している場合、県はただちに厚生省に報告する義務、患者が広域に発生している場合などには、厚生省が期限を定めて県に調査・報告を求める義務も定め

ている。

ところが保健所も熊本・鹿児島両県も厚生省も義務を果さず、広範な住民健康調査は、一度も行なわれていない（注1）。このため、適正なデータが集まらず、水俣病の病像（患者に現れる症状）を構成できず、多数の患者たちを苦しめてきた。

実態を憂慮した津田敏秀医師（岡山大学大学院教授）は、2012年に熊本県天草市と鹿児島県出水市で水俣病患者を診断し、それぞれ所管の保健所に報告して法定調査の実施を要求したが、天草・出水の両保健所とも調査を行なわなかった。

### 悲惨な状態を正すため

津田医師はこれに重大な不正を感じ、患者たちの悲惨な状態を正すため、昨年9月に東京地裁に行政訴訟を起こした。

津田医師が求めたのは、①両県と国（厚労省）が食衛法に基づく調査と報告を実施すること、②両県と国が食衛法で定められている調査・報告を60年間も実施しないのは違法であると確認することなどだ。

いま国と両県は、水俣病問題を一刻も早く終わらせようとしている。

そのため「公害健康被害補償法（公健法）」に基づく患者の認定基準をきわめて厳しくして、患者を切り捨てる一方、「水俣病特別措置法（特措法）」を09年に定め、患者とは認めないが水俣病特有の症状がある被害者を救済してきた（注2）。

いまさら実態調査などこんでもないと考えたのだから。国と両県は裁判で、（実質審査に入らず）津田医師には訴える権利がないと主張した。

具体的には、①食衛法の調査は（個々の国民の健康を守るためではなく）行政庁が食中毒事件の発生を確認し対策を講じるためのものであり、②食衛法の報告は行政機関内部の行為であり、いずれも国民との間の権利義務を形成するものではないから、行政訴訟の要件を欠くとしたのだ。

これに対し東京地裁の民事3部（古田孝夫裁判長）は被告側の主張をほぼ全面的に認め、門前払いの判決（却下）を言い渡した。

かりにこの判決が確定したら、どうなるか。まず、水俣病は病像や被害地域をめぐって争いが続き、救済を求める訴訟が相次いでいるが、そうした混乱を根本から改善する機会が失われ、幕引きを急ぐ行政を後押ししてしまう。

また行政が法に定められた業務を60年間も怠っているのに、それを国民が正す法的仕組みがないことになる。これが民主主義国家なのか。

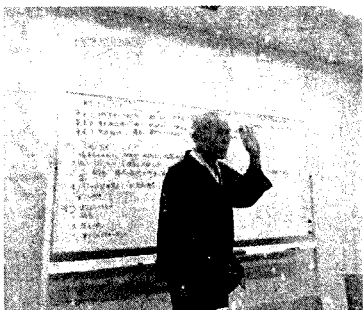
さらに食衛法が、基本的人権の根幹である食の安全について「個々人の健康を守る」具体的な規定を持たないとの行政の主張が定着する。水俣病患者だけの問題ではないのだ。

津田医師と原告代理人の山口紀洋弁護士は控訴して戦い続ける。

（注1）特措法にも「住民の健康調査」が定められているが、これについて環境省は「手法を研究中」とし、いまだに実施していない。

（注2）公健法で患者と認定されると、チソンと補償協定を結び一時金1800万～1600万円・年金・医療費などが補償される。特措法の救済は一時金210万円と療養手当などで、大きな格差がある。

おかだ もとはる・ジャーナリスト。



報告集会で判決について説明する山口紀洋弁護士。12月7日、東京都内の弁護士会館で。（撮影／岡田幹治）